

新規開業貸付－経営者保証免除貸付のご案内

経営者保証に依存しない融資で開業を支援します

1 融資対象者

次の(1)から(2)のいずれかに該当し、かつ(3)又は(4)に該当する者

- (1) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、事業着手後営業を開始していない者又は営業を開始して1年未満の者
- (2) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する者
- (3) 取扱金融機関から、当該貸付額に対する1割以上の額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる者
- (4) 融資申込時まで、取扱金融機関において経営者保証なしのプロパー融資の借入残高がある者

2 融資条件

融資限度額	500万円 ※ただし、新規開業貸付－創業(限度額3,500万円)とあわせ、3,500万円までとする
融資利率	年0.60% (固定利率)
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	不要
信用保証	必要

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎ (078) 362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。